

令和 7 年度

第 2 回

# 三重県文化財保護審議会

○事項書	1
○三重県文化財保護審議会委員名簿	2
○三重県文化財保護審議会条例	3
○国指定等文化財の指定等について	4
○国・県指定等文化財の現状変更等	7
○令和 8 年度に向けた「多度大社の上げ馬神事」の 取組について	14
○霊山山頂遺跡の仏像盗難被害について	15

日時：令和 8 年 1 月 27 日（火） 13 時 30 分から

場所：三重県庁 7 階 教育委員室

津市広明町 1 3

三重県教育委員会

*No.1*



# 令和7年度 第2回三重県文化財保護審議会 事項書

日時：令和8年1月27日（火）13時30分～

場所：三重県庁7階 教育委員室

## 1 挨拶

## 2 報告

- (1) 国指定等文化財の指定等について
- (2) 国・県指定文化財の現状変更等について
- (3) 令和8年度に向けた「多度大社の上げ馬神事」の取組について
- (4) その他
  - ・ 霊山山頂遺跡の仏像盗難被害について

## 3 審議

- (1) 令和7年度三重県指定候補文化財について

## 4 答申 三重県文化財保護審議会

- (1) 令和7年度三重県指定候補文化財の指定等について

三重県文化財保護審議会委員（任期：令和6年9月24日～令和8年9月23日）

氏名	担当分野	所属等	任用開始
岡田 昌彰	建造物	近畿大学 理工学部教授	R2
富島 義幸	建造物	京都大学大学院 工学研究科教授	R6
谷口 耕生	絵画・工芸	奈良国立博物館 企画室長	R4
永島 明子	絵画・工芸	京都国立博物館 列品管理室長	H30
門脇 むつみ	絵画・工芸	大阪大学大学院 人文学研究科教授	R6
大河内 智之	彫刻	奈良大学 文学部教授	R4
岡野 友彦	文書・典籍・ 歴史資料	皇學館大学 文学部教授	H24
川崎 佐知子	文書・典籍・ 歴史資料	立命館大学 文学部教授	R6
板井 正斉	民俗	皇學館大学 文学部教授	R4
小早川 道子	民俗	中京大学 文学部准教授	R6
小澤 毅	考古資料・史跡・ 埋蔵文化財	三重大学 人文学部名誉教授	H30
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡研究室室長	H28
道林 克禎	天然記念物 (地質地形)	名古屋大学大学院 環境学研究科教授	H30
前迫 ゆり	天然記念物 (植物)	奈良佐保短期大学副学長 地域子ども学科教授	H28
森 誠一	天然記念物 (動物)	岐阜協立大学 経済学部教授	H25
浅野 聡	保存・活用	國學院大學 観光まちづくり学部教授	R4

# ○三重県文化財保護審議会条例

昭和51年3月29日三重県条例第7号  
改正 平成17年3月28日三重県条例第29号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に三重県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（平成17年3月28日三重県条例第29号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

# 国指定等文化財の指定等について

国史跡追加指定

令和7年12月19日答申

くまのさんけいみち いせじ  
熊野参詣道 (伊勢路)

## 追加指定名称

いしぶつあん  
石仏庵

めきとうげみち  
女鬼峠道

やきやまこうじんどうあとおよびちゃやあと  
八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡



女鬼峠道

石仏庵  
八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡

### ・石仏庵

【所在地】玉城町原 3390 番、外 1 筆

【時代】江戸時代後期

### ・女鬼峠道

【所在地】多気町野中 264 番等

【時代】江戸時代

### ・八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡

【所在地】尾鷲市南浦地内

【時代】江戸時代

熊野参詣道伊勢路は、伊勢神宮と熊野三山（本宮、新宮、那智）を結ぶ巡礼の道である。平安時代の日記や紀行文から、10世紀頃から利用されはじめたと考えられるが、古代末から中世に遡る道は確認されておらず、近世以降の道がこれまで史跡に指定されている。江戸時代中期以降、伊勢神宮への参詣が盛んとなり、神宮参詣後に西国三十三所巡礼に向かう者も増加する。伊勢路は、こうした西国巡礼者が通った道として評価される。伊勢山田（伊勢市）を出て、田丸（玉城町）で伊勢本街道から分岐し、道中、観音信仰や修験、地域霊場などの礼拝施設（名所）に立ち

寄りながら熊野へと至る。当時の絵図や道中案内記等に記された道や名所が、現在も残されている。

#### 【石仏庵】

江戸時代後期以降、田丸を出た巡礼者が、はじめに立ち寄る重要な礼拝施設である。嘉永 6 (1853) 年の『西国三十三所名所図会』には、原大辻観音庵とされ、近年では曹洞宗寺院として円通山石仏庵と呼ばれた(昭和 23 (1948) 年廃寺)。観音堂内部には、西国三十三所霊場の本尊を模した観世音菩薩 33 体の石造観音像が納められ、観音堂から参詣道を挟んだ北側には、文化 2 (1805) 年銘と「熊野路を道びきたまへ観世音きよき不浄の人をえらまず」の詠歌が刻まれた「巡礼道引観世音」標柱が位置する。現地の観音堂と標柱の位置関係や標柱に刻まれた内容は『西国三十三所名所図会』の内容と一致する。また、観音堂前の石階段には、文化 5 (1808) 年銘があり、標柱と合わせて 19 世紀初頭に西国巡礼者が立ち寄る礼拝施設として整備され、廃寺後も地域住民の信仰が厚く、良好に維持管理がなされている貴重な遺跡である。

#### 【女鬼峠道 (多気町)】

多気郡野中村と相鹿瀬村を繋ぐ熊野参詣道伊勢路の最初の峠道で、天明 6 (1786) 年の『西国道中記』に記載される「禰木峠」以降、「子ギ峠」「めつき峠」「メツキ峠」「メキ」と徐々に転じていき、明治時代には「女鬼」の漢字があてられたと考えられる。峠には、西国三十三所巡礼の一番札所である那智山青岸渡寺の本尊と同じ如意輪観音坐像(元文 3 (1738) 年銘)が安置され、この峠道が西国巡礼道として利用されていたことを示唆する。峠道は、明治時代に峠の千枚岩の岩盤を開削した切通しと、荷車が通れるように整備された明治道があり、尾根周辺の江戸時代以前の道(江戸道)は失われている。しかし、明治道の合間には、尾根や谷筋を直線的に進む江戸道が所々で残されている。江戸道は、道の両脇よりも中央が大きく窪んだ幅約 1.8 メートルの土道で、江戸時代に多くの西国巡礼者が実際に歩いた貴重な遺跡である。

#### 【八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡 (尾鷲市)】

西国一の難所とされ、伊勢路で最も区間距離の長い約 6,100 メートルになる八鬼山道の道中に位置する。荒神堂は、八鬼山日輪寺と称され、大宝 2 (702) 年に修験者である阿闍梨返昌院仙玉法印の創建と伝えられている。『西国三十三所名所図会』では、本尊の三宝荒神(天正 4 (1576) 年銘)の他、脇檀に阿弥陀仏、観世音、薬師如来の熊野三山本地仏が納められていたとされ、西国三十三所巡礼の前札所として、道中の安全を祈願して参拝された。現在の荒神堂は、令和元(2019)年に再建された建物で、解体作業時には、明治時代の礎石も確認されている。

茶屋は、荒神堂の隣に山伏一家が居住し営んだとされ、『西国三十三所名所図会』には餅を売る荒神茶屋の記載と切妻平入板葺き屋根の建物が描かれている。現在は、茶屋の建物は失われているが、荒神堂と一連の石積み基壇により広場が残されている。また、茶屋跡から道を挟んで南東側には、湧水地と一連の石積み基壇があり、これは『西国三十三所名所図会』に描かれた木樋状の水路と貯水枡の痕跡で、茶屋には欠かせない水源構造物の跡である。以上から、荒神堂跡及び茶屋跡は、西国一の難所を歩く江戸時代の巡礼者を支えた貴重な遺跡である。

きゅうむかいけじゅうたく おもや どうぐぐら いしろうぐら せいもん いしべい  
 旧向井家住宅 主屋・道具蔵・衣装蔵・正門・石堀



主屋（東から）



正門及び石堀（東から）

【所在地】 志摩市阿児町甲賀

【年代】 主屋：大正10年（1921年）

道具蔵：明治36年（1903年）、昭和中期改修

衣装蔵：明治42年（1909年）、昭和中期改修

正門：大正6年（1917年）

石堀：明治後期

【建築面積】 主屋：194㎡、道具蔵：29㎡、衣装蔵：17㎡

正門：間口1.9m、石堀：延長173m

【登録基準】 （一）国土の歴史的景観に寄与しているもの

向井家は甲賀村の村長や県会議員など重役を務めた旧家である。元々は甲賀地区の海岸付近にあったが、嘉永7年（1854年）11月4日に発生した安政大地震による津波被害によって海岸部の家屋がほとんど流出した際に山手へと移り住んだことが、本住宅石堀北側にある祠内の石碑に記されている。

敷地の北側に主屋と蔵2棟が並び、南東に正門があり、そのまわりを石堀が囲っている。主屋は木造平屋建切妻造の建物で、鎧壁を付す当地域らしい外観の民家である。屋内には接客用の大広間がある。道具蔵と衣装蔵は隣り合っており、いずれも土蔵造二階建である。階段上に建つ正門は四脚門で、戸口にケヤキ1枚板の重厚な門扉を付け、旧家の格式ある表構えをつくっている。精緻に積み上げられた石堀は規模が大きく、当時の向井家の隆盛を示している。

旧向井家住宅は、長年向井家の住居として使用された。地元の名士の本宅、蔵、正門、石堀が一体となり現在も残されており、当時の志摩の暮らしを今に伝える貴重な文化財である。

## 国・県指定文化財の現状変更等

(令和7年8月1日～令和7年12月31日申請分)

### 国 史跡

#### 齋宮跡にかかる現状変更許可申請

申請内容	件数	備考
個人・民間企業などによる申請	22件	内、法定受託事務等による許可 13件
公共機関等による地域環境整備に伴う申請	2件	内、法定受託事務等による許可 1件
史跡環境整備及び維持管理等に伴う申請	1件	内、法定受託事務等による許可 1件
計画的発掘調査のための申請	0件	内、法定受託事務等による許可 0件
計	25件	内、法定受託事務等による許可 15件

#### その他の現状変更許可申請 (備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可)

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
上野城跡	R7.8.6		伊賀市長	発掘調査	
伊賀国庁跡	R7.9.24		伊賀市長	史跡整備	
上野城跡	R7.12.18		伊賀市長	防犯カメラ設置	

#### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
谷川土清旧宅	R7.9.10	津市長	雨戸劣化
齋宮跡	R7.12.25	明和町長	農業用水路橋一部損傷

### 県 史跡

#### 現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容
松平定綱及一統之墓所	R7.9.5		桑名市長	発掘調査
田丸城跡	R7.11.17		玉城町観光協会	照明機器の設置

#### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
平氏発祥伝説地	R7.10.15	津市長	倒木、石碑転倒
霊山山頂遺跡	R7.11.20	宗教法人 霊山寺 代表役員	銅造聖観音立像盗難

文化財名	届出日	届出者	内容
松平定綱及一統之墓所	R7.12.15	宗教法人照源寺 代表役員	玉垣・石垣の石脱落
田丸城跡	R7.12.26	玉城町長	人為的な掘削

## 国 史跡及び名勝

現状変更許可申請：該当なし

き損届：該当なし

## 県 史跡及び名勝

現状変更許可申請：該当なし

### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
専修寺庭園	R7.10.20	宗教法人専修寺 代表役員	塀及び雪隠破損

## 国 名勝

現状変更許可申請（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
諸戸氏庭園	R7.9.1		(公財)諸戸財団	樹木伐採等	
旧諸戸氏庭園	R7.12.16		桑名市	植栽整備等	

### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
諸戸氏庭園	R7.12.9	(公財)諸戸財団	藤茶屋土壁が雨水により剥離

現状変更許可申請：該当なし

## 県 名勝

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

## 国 天然記念物

### オオサンショウウオにかかる現状変更許可申請（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	R7.8.19		堰堤撤去工事に伴う保護調査(一時捕獲及び移動)	名張市	公共工事
津市長	R7.8.22		護岸工事に伴う保護調査(一時捕獲及び移動)	津市	公共工事
伊賀市長	R7.9.24		浚渫工事に伴う保護調査(一時捕獲及び移動)	伊賀市	公共工事
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	R7.9.29		橋梁下部工設置他工事に伴う保護調査(一時捕獲及び移動)	名張市	公共工事

### ネコギギにかかるに現状変更許可申請（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
三重県知事	R7.8.8		河川護岸復旧工事	津市	公共工事
三重県知事	R7.8.8		河川堆積土砂撤去工事	津市	公共工事
三重県知事	R7.8.12		橋台工事	津市	公共工事
三重県知事	R7.8.18		河川堆積土砂撤去工事	大紀町	公共工事
三重県知事	R7.8.18		河川堆積土砂撤去工事	大紀町	公共工事
三重県知事	R7.8.19		河川護岸工事	度会町	公共工事
三重県知事	R7.8.22		橋梁工事	鈴鹿市	公共工事
三重県知事	R7.8.22		橋梁工事	亀山市	公共工事
三重県知事	R7.8.28		河川堆積土砂撤去工事	亀山市	公共工事
三重県教育委員会教育長	R7.8.29		三重県教育委員会が実施する生息状況調査	松阪市 大紀町	
三重県知事	R7.10.9		河川堆積土砂撤去工事	いなべ市	公共工事
三重県知事	R7.10.22		河川堆積土砂撤去工事	鈴鹿市	公共工事
三重県知事	R7.10.31		河川護岸復旧工事	河川護岸復旧工事	公共工事

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
三重県知事	R7.11.17		河川堆積土砂撤去工事	度会町	公共工事

**その他の天然記念物にかかる現状変更許可申請**（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
大島暖地性植物群落	R7.10.2		環境省中部事務所	外来生物ドブネズミの駆除のための工作物設置	
田光のシデコブシ及び湿地植物群落	R7.3.5		菰野町長	保存活用計画に記載された維持管理行為（植生管理・ため池の水管理）	

**毀損・滅失届**

文化財名	届出日	発見日	届出者	内容
カモシカ	R7.7.14	R7.7.11	尾鷲市教育委員会教育長	1 個体（白骨化）

**県 天然記念物**

**現状変更許可申請**

申請者	申請日	完了日	申請者	内容	備考
和具大島暖地性砂防植物群落	R7.8.4	R7.10.29	環境省中部環境事務所 伊勢志摩国立公園管理事務所所長	アカウミガメ調査および掘削	
飛鳥神社樹叢	R7.9.1		中部電力パワーグリッド株式会社尾鷲営業所 配電グループ長	配電線保元時に伴う樹木(枝)伐採：支障枝の除去	
オオダイガハラサンショウウオ	R7.9.2		三重県知事	・熊野市紀和町小栗須地内の林道三和片川線開設工事に伴う保護調査(布引)	公共工事
オオダイガハラサンショウウオ	R7.9.29		三重県知事	・熊野市紀和町小栗須地内の林道三和片川線開設工事に伴う保護調査	公共工事
オオダイガハラサンショウウオ	R7.12.12		三重県知事	・熊野市紀和町和気地内の県営林道三和片川線開設工事に伴う保護調査	公共工事

毀損届：該当なし

## 国 重要文化財（建造物）

現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）：該当なし

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの：該当なし

### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
旧賓日館 本館 大広間棟 土蔵	R7.8.21	伊勢市長	本館 2 階玄関上部の漆喰の経年劣化による崩落
神宮祭主職舎本館（旧慶光院客殿）	R7.10.9	宗教法人 神宮 代表役員	南隅軒裏の野地板の経年劣化による落下。
旧諸戸家住宅 洋館・和館	R7.10.28	桑名市長	和館二の間 北側廊下 ガラス戸のガラス 1 枚の来苑者の過失による毀損

修理届：該当なし

防災施設の機能低下の報告：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

## 県 有形文化財（建造物）

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

## 国 登録有形文化財（建造物）

現状変更届：該当なし

毀損届：該当なし

所有者変更届：該当なし

## 国 重要文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届（長期）

文化財名	届出日	届出者	内容
更科紀行	R7.11.10	伊賀市長	三重県総合博物館に長期寄託

国による重要文化財の買取りに伴う所有者の変更

文化財名	通知日	旧所有者	内容
御野国加毛郡半布里 大宝二年戸籍断簡	R7.9.9	個人	国による買取り (契約成立日：令和7年3月24日)

## 県 有形文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請

文化財名	届出日	完了日	届出者	内容
中ノ瀬磨崖仏	R7.4.11	R7.11.21	三重県知事	国道163号線の落下対策工事を 施工するため。

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
ワキ塚1・2号墳出土品	R7.12.16	伊賀市長	三重県総合博物館企画展「発掘された日本列 島2025」返却作業中、梱包作業において頸甲 の肩部2か所が破断。

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届（長期）

文化財名	届出日	届出者	内容
白井家文書	R7.8.13	伊賀市長	個人から伊賀市に寄贈
絹本著色兼好法師像	R7.9.25	種生区	平成9年度指定時の申請書（番地）に 誤りがあったため
十王図	R7.9.30	常住寺	三重県総合博物館に長期寄託

文化財名	届出日	届出者	内容
宗国史（崇廣堂本） 永保記事略並びに同捨て遺（藤堂采女家旧蔵本） 廳事類編（藤堂采女家旧蔵本） 三国地史（藤堂采女家旧蔵本）附伊賀国式社考 伊水温故（菊岡如幻自筆本）附紙本着色菊岡如幻自画自賛画 伊賀甲賀山論関係文書	R7.11.19	伊賀市長	収蔵施設（市立図書館）移転に伴う所在場所変更

## 国 重要無形民俗文化財

代表者変更届：該当なし

## 国 重要有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

## 県 有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

# 令和8年度に向けた多度大社上げ馬神事の取組について

## 1 これまでの経緯

多度大社上げ馬神事は、馬に乗った若者が急峻な坂を駆け上がる神事を象徴とする県指定無形民俗文化財である。平成8年度以降、馬の取扱が動物虐待にあたる等との指摘があり県教育委員会は地元に対して改善のための指導を行ってきた。令和5年度の神事では、馬1頭が骨折し殺処分となったことから動物愛護団体等から多くの批難を受けた。

県教育委員会は、県文化財保護審議会（以下、審議会）の建議を受けて、令和5年8月に保持団体である多度大社に対し、馬への威嚇行為の根絶や安全管理の徹底等、神事の改善を求める勧告を行った。これに対し令和6年3月に多度大社は御厨会と連名で県教育委員会に回答書を提出した。

県教育委員会と審議会委員は、馴致（令和6年4月20日）および神事当日（同年5月4・5日）に、現地調査を実施し、文化財的価値が守られ、安全対策も図られていたことを確認した。同年8月7日に開催された審議会にて調査結果を報告し、建議内容を踏まえた改善がなされていたことが確認された。なお、審議会からは、さらなる安全対策やガバナンスの明確化のために、今後5年間を目途に県教育委員会が調査し、審議会に報告することとなり、令和7年度はその1年目にあたる。

## 2 令和7年度の調査及び取り組み

- ・多度大社関係者への講習会（令和7年3月13日・17日・18日・4月19日）
- ・上げ馬神事事故防止対策協議会（令和7年4月11日）
- ・馴致にかかる現地調査（令和7年4月19日）
- ・多度大社御厨総代会及び御厨会規約について  
多度大社御厨総代会会長より提出（令和7年4月27日付）
- ・上げ馬神事にかかる現地調査（令和7年5月4日・5日）
- ・上げ馬神事事故防止対策協議会（反省会）（令和7年6月13日）
- ・多度大社上げ馬神事の在り方検討会（令和7年7月28日）

## 3 今後の予定

- (1) 講習会…3月中～下旬で実施予定。
- (2) 馴致…4月中～下旬
- (3) 上げ馬神事…5月4日（月・祝）・5日（火・祝）実施

## 4 県教育委員会の対応

3月に開催される講習会で、文化財的価値について講義を行います。また、馴致及び神事当日については、県教育委員会職員が現地調査を実施し、その結果を令和8年度第1回文化財保護審議会で報告します。

# 靈山山頂遺跡の仏像盗難被害について

県指定史跡 靈山山頂遺跡 (れいざんさんちょういせき)

【所在地】 伊賀市下柘植字道山 3471-1 ほか

【所有者】 靈山寺

【指 定】 昭和 16(1941)年 9 月 26 日「伊賀靈山寺奥ノ院金佛」  
平成 2(1990)年 3 月 27 日 追加指定・名称変更

【概 要】 山頂（標高 765.8m）の聖観音立像や土塁、階段をはじめ、南斜面には道路を挟んで郭群があり、さらに西南方向の尾根上には累々たる石製積組式五輪塔が散乱する中世墓群を含む、中世の山岳寺院を中心とした一大複合遺跡である。銅造聖観音立像は高さ 112cm で、延宝 3（1675）年、津の但馬弥四郎藤原秀種の作である。

## 【毀損内容】

山頂の石室内に安置されていた銅造聖観音立像の盗難

## 【経緯】

令和 7 年 11 月 11 日午前、市民が石室内の異変に気付き、伊賀市関係者へ連絡。市教育委員会文化財課職員と史跡環境整備の受託団体が現地確認。石室内の木枠金網が取り外され、聖観音立像が無くなっていたため、警察へ通報。翌 12 日、三重県警と所有者による現場検証が行われ、所有者からの盗難の被害届が受理された。

被害の発生日時は不明（9 月 28 日以降）。



青銅製聖観音立像（毀損前）



毀損後の石室内

しまはんとう せいさんようぐ  
志摩半島の生産用具

つけたり しんじゅようしよくかんれんしりょう  
附 真珠養殖関連資料

【所有者】

志摩市(志摩市歴史民俗資料館・迫塩収蔵庫保管)

【員数】3,019点

(生産用具2,892点、  
附127点)



生産用具



漁撈（海女漁）の用具



真珠養殖関連資料

これらの文化財は、三重県中東部の志摩半島において、漁撈や農耕、山樵、養蚕、養蜂などの生業に使用された用具と、船大工や鍛冶屋、桶屋、瓦屋、石工などの諸職が使用した用具から構成される。

これらの生産用具は、旧志摩国の領域に相当する現在の志摩半島全域から収集されており、その製作・使用年代は、明治時代から昭和30年代が中心となる。また、附として、日本の真珠養殖の発展に寄与した旧国立真珠研究所の標本類や母貝の施術器具などを含めている。

志摩半島では、熊野灘に面した表海と、英虞湾や的矢湾などの穏やかな内海という二つの海況を巧みに利用した漁撈が行われ、漁撈を中心としながらも、農耕や山樵、養蚕などの生業が複合的に営まれてきた。また、それら生業と様々な技術を持つ職人たちの活動には、資材となる木材の供給と道具類の製作という関係を介して強い結びつきもみられた。本収集は、このような志摩半島における生産活動の実態をよく伝える資料群であり、海女漁や真珠養殖など漁撈関係の用具が充実していて、地域的な特色も顕著である。

一つの半島を広く対象とし、生産用具を総合的に指定した事例は類例がなく、周囲を海に囲まれ、半島部の多い我が国における生業の変遷や生産活動の地域差を考える上で重要である。

志摩半島の生産用具 附 真珠養殖関連資料(内訳)

大分類	中分類	点数
1.漁撈	海女漁	111
	磯漁	92
	突漁	7
	釣漁	306
	網漁	152
	タコツボ漁	56
	籠漁	4
	海苔養殖	5
	真珠養殖	76
	カキ養殖	6
	鯉節加工	41
	海産関係	20
	きんこ作り	14
	水揚販売	70
	漁具製作	39
	船関係用具	94
	信仰儀礼用具	11
	その他	3
(小計)	1107	
2.農耕	稲作	401
	畑作	258
	その他	63
	(小計)	722
3.山樵		22
4.養蚕		162
5.養蜂		12
6.諸職	瓦屋	122
	桶屋	28
	船大工	150
	家大工	132
	石工	255
	鍛冶屋	141
	左官	11
	その他	28
	(小計)	867
附: 真珠養殖関連資料		127
	計	3019